

転入届 に伴う諸手続き

令和7年8月時点



手続きには、マイナンバーや本人確認書類の提示、印鑑、追加書類が必要な場合があります。内子町

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	印鑑登録をする方	* 転入届出後、ご本人が【登録する印鑑・顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)】をお持ちになり登録申請をしてください。 (印鑑登録手数料 200 円) * 本人確認書類をお持ちでない方は、保証人(内子町で印鑑登録されている方に限る)が【登録印鑑・印鑑登録証・顔写真付き本人確認書類(運転免許証等)】をお持ちになり、一緒に窓口へお越しください。 * 上記以外の場合や、ご本人が窓口に来られない場合は、登録に日数を要します。	
☐	マイナンバーカードをお持ちの方	* マイナンバーカードに新住所を記載しますので【マイナンバーカード】をお持ちください。 * マイナンバーカードに余白がない場合は、再交付になります。(交付手数料は無料) * カード内の情報を更新する必要がありますので、【数字4桁の暗証番号】が必要です。 * 暗証番号を忘れた場合は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり、暗証番号再設定の手続きをしてください。 * 国外から転入の場合で、有効なマイナンバーカードがある方は、【マイナンバーカード】をお持ちになり国外転入継続利用の手続きをしてください。	住民課 住民異動係 ☎0893-44-6152
☐	電子証明書をお持ちの方 (マイナンバーカードに格納されています)	* 利用者証明用電子証明書は、引き続き利用できます。 * 署名用電子証明書は、転出(予定)日に自動的に失効しています。必要な方は、ご本人が【マイナンバーカード】をお持ちになり交付申請してください。申請には【英数字6～16桁の暗証番号】が必要です。 * 転入届と同時に電子証明書の交付を希望する場合で、同一世帯の方が代理で申請するときは、【委任状(暗証番号の記入及び封入・封緘処理されたもの)】が必要です。	
☐	内子町国民健康保険に加入する方	* 前住所で国民健康保険に加入していた方には、資格情報のお知らせ(マイナ保険証をお持ちの方)または資格確認書(マイナ保険証をお持ちでない方)を交付します。 * 施設等に入所する方や学生の方はお申し出ください。 * 国民健康保険税の税額、納付方法等については、後日税務課より通知します。 * 最近、就職・退職による保険の変更があった場合は、変更手続きが必要です。	住民課 国民健康保険係 ☎0893-44-6152 (保険税について) 税務課 国民健康保険税係 ☎0893-44-6153

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	国民年金に加入している方	* 納付書はそのままお使いください。 * 口座振替は継続されます。口座を変更したい方は、お申し出ください。	住民課 国民年金係 ☎0893-44-6152
☐	後期高齢者医療保険に加入している方	* 資格確認書は、後日郵送します。 * 施設等に入所する方や、74 歳以下で加入していた方は、お申し出ください。 * 県外から転入する方は、前住所で交付された【負担区分等証明書】をお持ちください。	住民課 後期高齢者医療保険係 ☎0893-44-6152
☐	介護保険被保険者証をお持ちの方	* 被保険者証は、後日郵送します。 * 施設・病院等に入所・入院する方はお申し出ください。	保健福祉課 介護保険係 ☎0893-44-6154
☐	介護保険要介護・要支援の認定を受けている方	* 【介護保険受給資格証明書】をお持ちになり引継認定の手続きをしてください。	
☐	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者手帳をお持ちの方	* 【各手帳】をお持ちになり、住所変更届をしてください。 * 重度障がいに該当する方は、重度心身障がい者医療費受給者証を交付します。 【健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	保健福祉課 障がい者福祉係 ☎0893-44-6154
☐	特別児童扶養手当を受給している方	* 住所変更手続きをしてください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	
☐	犬を飼っている方	* 前住所地で登録した【鑑札】をお持ちになり、登録事項変更届をしてください。 * 新しい鑑札と交換（無料）します。	保健福祉課 福祉庶務係 ☎0893-44-6154
☐	妊娠中の方	* 【母子健康手帳】をお持ちください。 * 妊婦健診受診票等必要書類を交付します。	保健センター ☎0893-44-6155
☐	7 歳 6 か月未満の子どもがいる方	* 【母子健康手帳】をお持ちください。 * 予防接種予診票等必要書類を交付します。	
☐	各種予防接種	* 担当係へお問い合わせください。	
☐	健康診査・がん検診	* 内子町健康診査・がん検診の手引きをお渡しします。 * 詳しくは、担当係へお問い合わせください。	
☐	上水道・下水道を使用する方	* 給水申込の手続きをしてください。 (給水申込手数料 1,980 円) * アパート等の集合住宅は、手続きが不要な場合がありますので、貸主にご確認ください。	上下水道対策班 ☎0893-44-6158

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	0歳～高校生までの子どもがいる方	* 子ども医療費受給者証を交付します。 * 対象となる子ども全員の【健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】をお持ちください。	こども支援課 児童福祉係 ☎0893-23-9255
☐	児童手当を受給している方 (公務員を除く)	* 転入した日(転出予定日)の翌日から15日以内に請求手続きをしてください。 * 請求者の【請求者名義の口座情報が確認できるもの・健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか・請求者と配偶者のマイナンバーが確認できるもの】をお持ちください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	
☐	ひとり親家庭等に該当する方	* ひとり親家庭等医療費受給者証を交付します。 * 親子の【健康保険証または保険情報が確認できるもの①～③のいずれか】と請求者の【所得証明書】をお持ちください。	
☐	児童扶養手当を受給していた方	* 【児童扶養手当証書の写し・口座情報が確認できるもの】をお持ちになり、住所変更手続きをしてください。	
☐	うちこ子育て応援券	* 転入時、1歳未満の子の保護者に応援券(36,000円分)を交付します。 * 内子分庁または小田支所で申請された場合は、後日券を郵送します。	
☐	愛顔っ子応援券 (紙おむつ券)	* 転入時、1歳未満で第2子以降の子の保護者に紙おむつ券(50,000円分)を交付します。 * 【母子健康手帳・保護者の本人確認書類】をお持ちになり申請してください。 * 内子分庁または小田支所で申請された場合は、後日券を郵送します。	
☐	出産世帯応援事業 ※申請日において、3箇月以上継続して内子町に住民票があること	* 1歳未満の子がいる世帯に対し、育児用品や家電の購入に要した経費の一部を補助します。 * 詳しくは、内子町ホームページまたはチラシでご確認ください。	
☐	多子世帯リフォーム等支援事業 ※申請日において、3箇月以上継続して内子町に住民票があること	* 1歳未満の児童とその兄弟(18歳未満)がいる世帯に対し、リフォームや引越しに要した経費の一部を補助します。 * 詳しくは、内子町ホームページまたはチラシでご確認ください。	
☐	未就学の子どもがいる方 (保育園等入園案内)	* 新規入園希望または現在通園中の園を継続して利用希望の場合は、入園申込書と就労証明書を提出してください。 ※状況により必要書類が異なる場合がありますので、係へお問い合わせください。	

	項 目	手 続 き【必要なもの】	問い合わせ先
☐	ごみの分別・収集について	* 配布するものは次のとおりです。 ・内子町のごみの出し方 ・ごみ収集日程表 ・生ごみバケツ(生ごみ収集地区の方のみ)	環境政策室 ☎0893-44-6159
☐	町営住宅に同居する方	* 町営住宅同居承認申請をしてください。 * 状況により必要書類が異なりますので、事前に係へお問い合わせください。	建設デザイン課 公営住宅係 ☎0893-44-6157
☐	125 cc以下のバイクをお持ちの方	*【 標識交付証明書 や 廃車証明等 (車体番号等が確認できるもの)】をお持ちになり登録の手続きをしてください。	税務課 軽自動車税係 ☎0893-44-6153
☐	125 ccを超えるバイクをお持ちの方	* 所有者の住所が変わった場合は、変更登録手続きが必要です。 * 手続きをおこなった翌年度から、転入先の市区町村で課税されます。	愛媛運輸支局 ☎050-5540-2076
☐	軽自動車(三輪・四輪)をお持ちの方	* 詳しくは、軽自動車検査協会またはディーラー等の代行業者へお問い合わせください。	軽自動車検査協会 愛媛事務所 ☎050-3816-3124
☐	1歳未満の子どもがいる方 (いかざき大風合戦初節句行事案内)	* 5月5日に開催する初節句行事に参加できます。(満1歳になる年度) * 案内状送付を希望する方は、承諾書を提出してください。	町並・地域振興課 観光係 (内子分庁) ☎0893-44-2118
☐	小・中学校に子どもが通学している方	*【在学証明書・教科用図書給与証明書】をお持ちになり、新しい学校へ転校手続きをしてください。 * 区域外就学を希望する等の特別な事情がある場合は、事前にお問い合わせください。	教育委員会 学校教育課 (内子分庁) ☎0893-44-2124
☐	自治会(行政区)加入について	*「転入・転居のみなさまへ(裏面:自治会制度)」をお読みください。 * 自治会長及び区の代表者(区長)に、転入したことを連絡してください。 * 町からの情報や「広報うちこ」等のお知らせは、自治会(行政区)から配布いたします。	教育委員会 自治・学習課 (内子分庁) ☎0893-44-2114

保険情報が確認できるもの：

- ① 医療保険者から交付された「**資格情報のおしらせ**」(またはその写し)
- ② 医療保険者から交付された「**資格確認書**」(またはその写し)
- ③ マイナポータル内に表示された「**医療保険の資格情報**」画面の写し(またはマイナンバーカード)
※マイナンバーカードを除く上記書類には、氏名、生年月日、記号、番号、枝番、資格取得日、被保険者氏名又は世帯主氏名、保険者番号、保険者名が記載されていることをご確認ください。
※マイナンバーカードの場合は、カードに設定した数字4桁のパスワードが必要です。

口座情報が確認できるもの：

「**預金通帳**」または「**キャッシュカード**」(またはその写し)

マイナンバーが確認できるもの：

「**マイナンバーカード**」または「**通知カード**」